

# シルバー人材センターからのお知らせ

令和7年4月1日から **事務費を10%から13%に引き上げさせていただきます**

シルバー人材センターでは、会員に支払う報酬（配分金と呼んでいます。）の10%相当を運営費に充てるため事務費としてお客様からいただいております。この事務費について、平成28年4月、8%から10%に引き上げて以来、8年間据え置いてまいりましたが、令和5年10月1日に施行されたインボイス制度の施行による消費税の納税、人件費及び諸物価高騰による運営費の増大等により、令和7年度から13%（現行は10%）に引き上げさせていただきます。お客様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

フリーランス新法の施行を受けて令和7年4月から順次、  
**新しい契約方法に移行いたします**

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆる「フリーランス新法」といいます。）が令和6年秋ごろに施行される予定となっています。シルバー人材センターの会員は、このフリーランスに該当しますので、会員がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備するため、厚生労働省からシルバー人材センターの契約方法を見直すよう方針が示されています。そこで、令和7年4月から順次、新しい契約方法への移行を進めますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、これまでどおりセンターが業務をお受けし、会員がその業務を行う手続きに変更はありませんのでご安心ください。

**新しい契約方法では、発注者がセンターを通じて直接 会員と契約していただくこととなります**

